

令和5年度 第1回

志布志市中小企業・小規模企業推進会議

日時：令和5年8月16日 13時30分から
場所：志布志市役所本庁4階会議室

会 次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 会議の趣旨説明
- 4 委嘱状の交付
- 5 会長・副会長の選任
- 6 会長あいさつ
- 7 協 議
 - (1) 令和5年度の中小企業振興施策について
 - (2) 優先して解決すべき課題の決定について
 - (3) その他
- 8 その他
- 9 閉 会

中小企業・小規模企業振興基本条例 委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

NO	条例	氏名	所属
1	関係団体の代表者	城ヶ崎 義和	志布志市商工会 総務課長
2		今別府 健一	一般社団法人 志布志市観光特産品協会 事務局次長
3	学識経験者	石塚 孔信	鹿児島大学法文学部経済学科 教授
4		赤田 元日出	南九州税理士会大隅支部 副支部長
5	行政機関の職員	濱崎 智弘	日本政策金融公庫鹿屋支店 融資課長
6		山崎 さとみ	大隅公共職業安定所 統括職業指導官
7		田中 浩一	公益財団法人かごしま産業支援センター 経営支援課長
8		山中 将史	大隅地域振興局総務企画部 総務企画課長
9	その他市長が必要と認める者	上村 曜介	公益社団法人新大隅青年会議所 副理事長
10		満留 卓也	志布志金融倶楽部幹事行 南日本銀行 志布志支店長

令和5年度 第1回

志布志市中小企業・小規模企業推進会議 資料

志布志市港湾商工課

令和5年8月16日

1

志布志市中小企業・小規模企業振興基本条例について

(1) 条例の制定日

令和4年12月16日制定（令和5年4月1日施行）

(2) 根拠法令

中小企業基本法及び小規模企業振興基本法に地方公共団体の責務として、「中小企業及び小規模企業の振興に関し、施策を策定し、実施する責務を有する。」ことが明記。

(3) 条例の目的（第1条）

中小企業・小規模企業の振興に関し基本理念、基本方針その他基本的な事項を定め市の責務等を明らかにすることにより、（中略）施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

2

中小企業・小規模企業推進会議について①

(第15・16・17条)

- ・推進会議は、振興施策の推進に関する基本的な事項について、市長の諮問に応じるほか、市長に対し、必要な意見を述べることができる。
- ・会議は、委員10人以内とし、関係団体の代表者、学識経験者、行政機関の職員、その他市長が必要と認める者で組織する。
- ・委員の任期は2年

3

中小企業・小規模企業推進会議について②

	第1回	第2回
開催日程	8月16日(水)	10月上・中旬頃予定
検討内容等	(1)市等の中小企業振興施策説明 →施策並びに事業内容の見直しに係る意見聴取 (2)優先して解決すべき課題並びに解決策の協議 →次年度に取り組む課題並びに解決策の決定	課題解決の施策決定及び事業への参画依頼 →次年度予算に反映

会議後、市及び関係機関等で解決策等を検討

4

基本方針に合致する市単独事業①

基本方針	事業名	R5予算額	担当係
(1)経営に関する相談対応及び助言の充実	商工会活動費補助事業	9,500千円	商工振興係
(2)経営の革新、事業承継の円滑化及び創業の促進	小規模事業承継者支援対策事業	4,200千円	商工振興係
	商工業開業支援事業	8,000千円	商工振興係
(3)販路拡大の促進	特産品販売所運営事業（委託）	17,973千円	観光特産品係
	特産品振興・販路拡大事業	7,415千円	観光特産品係
	輸出促進支援・志布志港PR活動事業	2,802千円	みなと振興係
	志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業	48,717千円	みなと振興係

5

基本方針に合致する市単独事業②

基本方針	事業名	R5予算額	担当係
(3)販路拡大の促進	販路拡大支援事業	3,000千円	商工振興係
	プレミアム商品券発行事業	69,437千円	商工振興係
(4)経営資源の確保	店舗リフォーム助成事業	3,000千円	商工振興係
(5)資金調達の円滑化	商工業資金利子補給金交付事業	5,000千円	商工振興係
(6)人材の育成及び確保	雇用促進事業	3,338千円	企業立地・商工
(7)地域資源を活用した事業活動の促進	ふるさと納税チャレンジ補助金	5,000千円	ふるさと納税係
(8)多様な人材が働きやすい労働環境の整備の促進	雇用促進事業（再掲）	—	—

6

中小企業・小規模企業の振興に係る取組状況について

港湾商工 課

商工振興係

基本方針	事業名	主旨(目的)	事業内容	対象者	事業開始	指標・実績等		事業費(千円)		備考
						実績値(R4)	R5			
							実績額	予算額		
(1)	商工会活動費補助事業	商工業者の総合的改善・発展と社会的経済的地位の向上を図る。	志布志市商工会が実施する国・県・市の各種給付金等の申請手続きの支援業務、経営指導等の講習会講師経費、研修会等の旅費、その他事務所及び設備の維持管理費並びに通信運搬経費に充当。	志布志市商工会	H18		9,500	9,500		
(2)	商工業開業支援事業	市内で開業する事業者を支援することで、産業の活性化を図る。	市内で新たに事業所(店舗など)を設置し、開業する方を支援する。 【補助対象経費】 事業所等の改修費、設備費、広報費など 【補助金額】 補助率：対象経費の3分の2以内 補助上限額：100万円(商店街モデル地区は150万円)	・市内で開業する法人及び市内在住の個人 ・商工会の経営相談を受け、事業計画を作成し、推薦を得ること。 ・過去5年以内に市の創業・開業・事業承継に係る補助金を受けていないこと。など	R5		—	8,000	R4創業者等応援支援事業 11件 7,553千円	
(2)	商工業小規模事業承継者対策事業	商工業の担い手を支援するとともに、移住定住の促進を図る。	長年営んでこられた事業を承継する方に対して、1年間、支援金を交付する。 【補助対象事業】 ・個人経営の製造業、小売業及び飲食サービス業の小規模事業者 ・創業後30年以上、同業種で経営が行われていること。 【承継者への補助金】 ①支援金：以下の金額を1年間支給します。 市内居住者：月5万円 市外からの移住者：単身者は月10万円 それ以外は月15万円 ②諸経費一時金：30万円	・満年齢60歳以下で、市内在住若しくは移住予定である個人 ・商工会の経営相談を受け、事業計画を作成し、推薦を得ること。など	R2		0	4,200		
(3)	販路拡大支援事業	市内産品の販路拡大とPR並びに地場産業の振興を図る。	商談会や展示会の出展料や旅費の一部を以下のとおり助成する。 【助成内容】 ①出展料の2/3以内 ②旅費(2人分)の各1/2以内 助成限度額：1回当たり250,000円 (上記①及び②の合計額) 申請回数：1事業所あたり年度内2回まで	①市内に事業所を有する志布志市商工会会員	H27	①商談件数 ②商談会参加社数	①9件 ②7社	1,223	3,000	
(3)	プレミアム商品券発行事業	物価高騰の影響を受けている市内事業者の支援と地元消費拡大を促進するために、プレミアム率20%を付与した商品券を発行する。	(1) 商品券内容と販売期間 1冊1万円で販売(プレミアム率20%で12,000円分) (2) 発行総数 3万冊 (3) 発行形態 紙の商品券	全市民	H21	①換金額 ②参加店舗数	①288,251千円 ②299店舗	58,728	69,437	

中小企業・小規模企業の振興に係る取組状況について

港湾商工課

商工振興係

基本方針	事業名	主旨(目的)	事業内容	対象者	事業開始	指標・実績等		事業費(千円)		備考
						実績値(R4)	実績額	R4	R5	
								実績額	予算額	
(4)	店舗リフォーム助成事業	市内の商工業の振興及び後継者育成を図る。	既存店舗のリフォーム工事に対して補助する。 【補助対象経費】 ・店舗外壁の塗り替え、壁紙の張り替えなどの工事費 ・照明及び看板等の設置費 【補助金額】 補助率：対象経費の3分の2以内 補助上限額：30万円	・市内在住の個人若しくは法人登記で市内に本店所在地を有する法人 ・既に1年以上経営を継続しており、現に営業していること。 ・過去5年以内に市の店舗リフォーム補助金を受けていないこと。	H27	①交付件数	①12件	3,197	3,000	R5.7末現在で11件
(5)	商工業資金利子補給金交付事業	商工業の体質強化及び経営の安定を図る。	制度資金の融資を受けた方に、利子補給金を交付します。 【対象資金】 鹿児島県制度資金及び(株)日本政策金融公庫資金等 【補助金額】 令和2年1月1日から令和5年12月31日までに融資を受けたもので、令和5年中に支払った利子の年率1%以内の額(会計年度当たり30万円が上限)	・志布志市商工会の会員であること。 ・市税の滞納がないこと。	H21	①交付件数	①41件	2,309	5,000	
(6)	雇用促進事業	市内企業における雇用機会の創出を図るため、雇用対策協定に基づく雇用促進運営協議会や、就職合同説明会の開催等の各種事業展開を都城広域2市1町とも連携し推進する。	(1) 市合同企業説明会の開催 (2) 大隅地域合同企業説明会の開催 (3) 働きたいママの為に企業マッチングイベント開催 (4) WEB就職座談会(都城広域定住自立圏事業) (5) 移住・UIJターンWEB就職説明会(都城定住自立圏事業) (6) 企業魅力発信動画作成事業	求職者及び学生	—	①市合同企業説明会 ②大隅地域合同企業説明会 ③ママカフェ ④WEB就職座談会 ⑤移住・UIJターンWEB就職説明会	①46社102人 ②77社340人 ③5社12人 ④30社29人 ⑤30社58人	1,943	3,338	

中小企業・小規模企業の振興に係る取組状況について

港湾商工 課

みなと振興係

基本方針	事業名	主旨(目的)	事業内容	対象者	事業開始	指標・実績等		事業費(千円)		備考
						実績値(R4)	実績額	R4	R5	
(3)	輸出促進支援・志布志港PR活動事業	志布志港の食品輸出貨物の確保を図るため、鹿児島県内の各団体が実施する海外食品市場視察ミッションや海外食品見本市への参加の経費の一部を助成することにより、志布志市の特産品等販路拡大のための海外輸出活動を支援する。 また、志布志市としても各展示会に参加し、志布志港の物流サービスや助成制度をPRし、国内外の事業者に対して志布志港の認知度を高め、更なる志布志港の利活用促進を図る。	志布志港からの輸出貨物の確保及び志布志市内特産品等の販路拡大を図るため、海外食品市場視察ミッションや海外食品見本市への参加経費の一部を補助し、海外輸出活動を支援する。 補助金は、市内に事業所を有し、運営に係る市の他の補助金等の交付を受けていない者で、1回の事業につき一の事業者において1人分に限り、事業費の2分の1かつ20万円以下。 その他、商品エントリーブックやインセンティブに関するパンフレットを制作し、商社等へ配布する。	市内事業所	R5	①補助金利用事業所数 ②見本市等参加事業所数(新規) ③見本市等参加事業所数(継続)	①2社 ②0社 ③2社	0	2,801	・H22～R4までは輸出促進支援事業として実施。 ・R5より、本事業として実施。(新規)
(3)	志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業	志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルの利用促進を図るため、コンテナ貨物の新規又は増加に対し助成を行う。また、冷凍・冷蔵コンテナ貨物の取扱量の増加を図るため、電源施設使用料の一部を助成する。	志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルを発着するコンテナ船を利用し、輸出入を行うコンテナ貨物(実入り)の新規貨物及び増加貨物に対して助成金を交付する。 助成金額は、新規利用で1TEUあたり輸入5千円、輸出1万円とし、継続利用で1TEUあたり輸入1千円、輸出2千円としている。また、冷凍・冷蔵貨物の取扱量の増加を図るため、同施設内のリーファーコンセント使用料の1/3を助成する。	輸出入を行う事業所	H22	①助成金利用事業所数(新規) ②助成金利用事業所数(継続) ③新規事業所による新規貨物量 ④継続事業所による継続貨物量	①11社 ②83社 ③298TEU ④34,321TEU	43,260	48,717	

中小企業・小規模企業の振興に係る取組状況について

港湾商工 課

観光特産品係

基本方針	事業名	主旨(目的)	事業内容	対象者	事業開始	指標・実績等		事業費(千円)		備考
						実績値(R4)	実績額	R4	R5	
								実績額	予算額	
(3)	特産品販売所運営事業(委託)	特産品販売所及びインターネットショッピングサイト(ECサイト)の安定的な運営を行い、本市の特産品全般の販売促進及び商品開発強化を目的とする。	①特産品販売所運営委託 ②ECサイト運営委託	一般社団法人 志布志市観光特産品協会会員	-	【①港湾通り】 a フェア実施状況 b 販売件数 c 販売額 【②ECサイト】 a フェア実施状況 b 販売件数 c 販売額	【①港湾通り】 a 2回 b 14,584件 c 18,983千円 【②ECサイト】 a 1回 b 406件 c 3,642千円	17,517	17,973	
(3)	特産品振興・販路拡大事業(振興事業補助)	市内の特産品の魅力を国内外の各企業(小売・卸事業者含む)・消費者へ伝えるとともに、イベント等での誘客販促を通じて市内特産品事業者の認知向上と売上増大につなげる。	①志布志の旬販売促進事業 ②茶耐連携事業 ③特産品ブラッシュアップ事業 ④県内近隣イベント事業 ⑤都市部等バイヤー向け販路拡大事業 ⑥首都圏PRイベント事業 ⑦輸出情報収集・国外販路拡大事業	一般社団法人 志布志市観光特産品協会会員	-	協会会員数 特産品販売額(総売上)	協会会員数 163 協会販売額 (総売上) 44,543千円	3,646	7,415	R5年度より輸出情報収集・国外販路拡大事業を拡充
(7)	志布志市ふるさと納税チャレンジ事業(振興事業補助)	本市におけるふるさと納税を活用した地域資源のPR及び地域の活性化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済が疲弊する中、事業者の事業継続や生産性向上、地場産品の販路開拓に寄与する。	【補助対象事業及び経費】 地場産品の新たな開発等に係る事業とそれに伴う各種許認可及び届出の取得費、成分分析、検査費用などの手数料及び当該事業に必要と認められる機械及び設備の購入費(人件費、食糧費は含まない。中古機械は認めない。) ただし、既存の機械及び設備の単なる更新は認めない。新規返礼品の開発や既存機械及び設備の能力アップによる製造量が増えることを条件とする。 ※事前着手は、補助対象経費に含まれない。 【補助金交付の内容】 ①事業実施期間 令和5年4月1日～令和6年2月29日 ②補助率・補助額 補助対象経費の3分の2以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を上限とする。 ③募集期間 募集開始 令和5年4月28日 募集締切日 令和5年8月31日	本社若しくは支店等のあるふるさと納税返礼品提供事業者、または提供事業者となる見込みがある者。 ※補助金交付後、ふるさと納税推進事業に最低3年間は参加すること。	令和4年度	申請件数 設備投資額	【申請実績】 7件 【設備投資額】 13,479円	3,256	5,000	

志布志市中小企業・小規模企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関し基本理念、基本方針その他基本的な事項を定め市の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策（以下「振興施策」という。）を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）が経営する中小企業及び同条第5項に規定する小規模企業者（以下「小規模企業者」という。）が経営する小規模企業であつて、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 関係団体 商工会その他の中小企業・小規模企業に関係する団体であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者、小規模企業者及び関係団体のことをいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (5) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者であつて、その経営する企業が、市内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 市民 市内に住所を有する者又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の創意工夫及び自主的な努力を促進すること。
 - (2) 市、中小企業者等、金融機関等、大企業者及び市民が、相互に連携すること。
- 2 小規模企業の振興は、小規模企業者の経営資源に大きな制約があることを踏まえ、その活力が最大限に発揮されること、及びその事業の持続的な発展が図られることを旨として推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、振興施策を総合的かつ計画的に推進しな

ければならない。

- 2 市は、振興施策を実施するに当たっては、国、鹿児島県、中小企業者等、金融機関等、大企業者及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めなければならない。

(中小企業者及び小規模企業者の責務)

第5条 中小企業者及び小規模企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に応じ、自主的にその経営の向上及び改善に努めなければならない。

- 2 中小企業者及び小規模企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、相互の連携及び協力に努めなければならない。
- 3 中小企業者及び小規模企業者は、雇用機会の確保及び人材の育成に努めなければならない。
- 4 中小企業者及び小規模企業者は、関係団体が中小企業・小規模企業の振興に関する活動を実施するときは、当該活動に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の役割)

第6条 関係団体は、基本理念にのっとり、経営に関する相談対応、助言等を通じて、中小企業者及び小規模企業者の経営の向上に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 関係団体は、振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者の経営努力を支援するよう努めるものとする。

- 2 金融機関等は、振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者との連携及び協力に努めるものとする。

- 2 大企業者は、振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第9条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の活性化及び市民生活の向上に資することを理解し、中小企業・小規模企業が生産し、製造し、若しくは加工した商品又は提供するサービスを積極的に利用すること等により、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第10条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、振興施策を講ずるものとする。

- (1) 経営に関する相談対応及び助言の充実を図ること。
- (2) 経営の革新、事業承継の円滑化及び創業の促進を図ること。
- (3) 販路拡大の促進を図ること。
- (4) 経営資源の確保を図ること。
- (5) 資金調達の円滑化を図ること。
- (6) 人材の育成及び確保を図ること。
- (7) 地域資源を活用した事業活動の促進を図ること。
- (8) 多様な人材が働きやすい労働環境の整備の促進を図ること。

(小規模企業者への配慮)

第11条 市は、振興施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めるものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第12条 市は、振興施策を講ずるに当たっては、中小企業者等の意見の聴取等により実態を把握し、振興施策に反映するよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第13条 市は、振興施策を効果的に推進するために必要な調査及び研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、振興施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業推進会議)

第15条 市は、振興施策を総合的に推進するため、中小企業・小規模企業推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、振興施策の推進に関する基本的な事項について、市長の諮問に応じるほか、市長に対し、必要な意見を述べることができる。

(組織)

第16条 推進会議は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、その他市長が必要と認める者

(任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠

の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第18条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第20条 推進会議の庶務は、港湾商工課において処理する。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、中小企業・小規模企業の振興に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(志布志市商工業振興対策協議会条例の廃止)

2 志布志市商工業振興対策協議会条例(平成18年志布志市条例第114号)は、廃止する。

(志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年志布志市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表商工業振興対策協議会の項中「商工業振興対策協議会」を「中小企業・小規模企業推進会議委員」に改める。